

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
住 所	
氏 名	
職 名	年令
上記の者は、全国新幹線鉄道整備法第20条において準用する第12条第1項の規定により、新幹線鉄道の大規模改修のため他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証明する。	
発行年月日	
有効期限	
発行者	印

六・五センチメートル

六・五センチメートル

九センチメートル

(裏)

全国新幹線鉄道整備法抜すい

(他人の土地の立入り又は一時使用)

- 第十二条 第五条第一項の規定による国土交通大臣の指名を受けた法人若しくは建設主体又はその委任を受けた者は、新幹線鉄道の建設に関する調査、測量又は工事のためやむを得ない必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならぬ。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。
- 3 第一項の規定により建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならぬ。
- 4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならぬ。
- 5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならぬ。

- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

(他人の土地の立入り又は一時使用に係る規定の準用)

- 第二十条 第十二条の規定は、認定所有営業主体又はその委任を受けた者が大規模改修を行う場合について準用する。

(罰則)

- 第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 二 第十二条第七項(第二十条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

- 第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十五条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。